

「社会福祉」この計画はどっちなの

©2021_sakurakosensei 転載禁止

以下の計画の策定について、「義務」チームと「努力義務」チームに分けましょう！
 加えて「任意」チームもたまに出没しちゃうよ！！

	根拠法	計 画	どっち？
1	社会福祉法	市町村地域福祉計画	
2		都道府県地域福祉支援計画	
3	老人福祉法	市町村老人福祉計画	
4		都道府県老人福祉計画	
5	介護保険法	市町村介護保険事業計画	
6		都道府県介護保険事業支援計画	
7	障害者基本法	障害者基本計画	
8		市町村障害者計画	
9		都道府県障害者計画	
10	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (障害者総合支援法)	市町村障害福祉計画	
11		都道府県障害者福祉計画	
12	児童福祉法	市町村障害児福祉計画	
13		都道府県障害児福祉計画	
14		市町村整備計画	
15	子ども・子育て支援法	市町村子ども・子育て支援事業計画	
16		都道府県子ども・子育て支援事業支援計画	
17	次世代育成支援対策推進法	市町村行動計画	
18		都道府県行動計画	
19		一般事業主行動計画	
20		特定事業主行動計画	
21	子ども・若者育成支援推進法	市町村子ども・若者計画	
22		都道府県子ども・若者計画	
23	母子及び父子並びに寡婦福祉法	自立促進計画	
24	教育基本法	教育振興基本計画	
25	女性の職業生活における活躍の 推進に関する法律	市町村推進計画	
26		都道府県推進計画	
27		一般事業主行動計画	
28		特定事業主行動計画	

	根拠法	計 画	どっち？
1	社会福祉法	市町村地域福祉計画 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう 努めるものとする。	努力義務
2	社会福祉法	都道府県地域福祉支援計画 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう 努めるものとする。	努力義務
3	老人福祉法	市町村老人福祉計画 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を 定めるものとする。	義務
4	老人福祉法	都道府県老人福祉計画 都道府県は、市町村老人福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画（以下「都道府県老人福祉計画」という。）を 定めるものとする。	義務
5	介護保険法	市町村介護保険事業計画 市町村は、基本指針に即して、 3年 を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を 定めるものとする。	義務
6	介護保険法	都道府県介護保険事業支援計画 都道府県は、基本指針に即して、 3年 を一期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画（以下「都道府県介護保険事業支援計画」という。）を 定めるものとする。	義務
7	障害者基本法	障害者基本計画 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を 策定しなければならない。	義務

	根拠法	計 画	どっち？
8	障害者基本法	市町村障害者計画 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を 策定しなければならない。	義務
9	障害者基本法	都道府県障害者計画 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を 策定しなければならない。	義務
10	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）	市町村障害福祉計画 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を 定めるものとする。	義務
11	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）	都道府県障害福祉計画 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害福祉計画」という。）を 定めるものとする。	義務
12	児童福祉法	市町村障害児福祉計画 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を 定めるものとする。	義務
13	児童福祉法	都道府県障害児福祉計画 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害児福祉計画」という。）を 定めるものとする。	義務

	根拠法	計 画	どっち？
14	児童福祉法	<p>市町村整備計画</p> <p>市町村は、保育を必要とする乳児・幼児に対し、必要な保育を確保するために必要があると認めるときは、当該市町村における保育所及び幼保連携型認定こども園（次項第一号及び第二号並びに次条第二項において「保育所等」という。）の整備に関する計画（以下「市町村整備計画」という。）を作成することができる。</p>	任意
15	子ども・子育て支援法	<p>市町村子ども・子育て支援事業計画</p> <p>市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。</p>	義務
16	子ども・子育て支援法	<p>都道府県子ども・子育て支援事業支援計画</p> <p>都道府県は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。</p>	義務
17	次世代育成支援対策推進法	<p>市町村行動計画</p> <p>市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。</p>	任意

	根拠法	計 画	どっち？
18	次世代育成支援 対策推進法	都道府県行動計画 都道府県は、行動計画策定指針に即して、 5年 ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、 5年 を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を 策定することができる 。	任意
19	次世代育成支援 対策推進法	一般事業主行動計画 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が 100人を超えるもの は、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。）を 策定し 、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を 届け出なければならない 。これを変更したときも同様とする。	雇用する労働者が101人以上の場合は義務
20	次世代育成支援 対策推進法	特定事業主行動計画 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を 策定するものとする 。	義務
21	子ども・若者育成 支援推進法	市町村子ども・若者計画 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を作成するよう 努めるものとする 。	努力義務

	根拠法	計 画	どっち？
22	子ども・若者育成支援推進法	都道府県子ども・若者計画 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を作成するよう 努めるものとする。	努力義務
23	母子及び父子並びに寡婦福祉法	自立促進計画 都道府県等*は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を 策定し 、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であつて母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。 *都道府県等＝都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村	明記されていないが義務と思われる
24	教育基本法	教育振興基本計画 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を 定め 、これを国会に報告するとともに、 公表しなければならない。	義務
25	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	市町村推進計画 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう 努めるものとする。	努力義務
26		都道府県推進計画 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう 努めるものとする。	努力義務

	根拠法	計 画	どっち？
27		<p>一般事業主行動計画</p> <p>国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が 300 人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。</p>	<p>雇用する労働者が301人以上の場合義務</p>
28		<p>特定事業主行動計画</p> <p>国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。</p>	<p>義務</p>